

第 27 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 27 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 菊地 英浩
会議日時 令和元年 12 月 25 日 午後 1 時 58 分開会
会議場所 大船渡市役所議員控室

議事日程第 1 号

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名人の指名
日程第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
日程第 4 議案第 1 号 農地転用事業計画の変更申請について
日程第 5 議案第 2 号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第 6 議案第 3 号 農地に該当するか否かの判断について
日程第 7 議案第 4 号 大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について

本日の会議に付した事件

～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 9 名）

議長	菊地 英浩君	1 番	金野たか子君
2 番	鈴木 力男君	3 番	古内 嘉博君
4 番	中村 亨 君	5 番	廣澤 恵美君
6 番	細谷 知成君	7 番	藤原 重信君
8 番	欠 員	9 番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 9 名）

〔大船渡地区〕	大船渡地域	佐藤 優子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形 正男君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 和雄君	日頃市地域	木村マリ子君
	立根地域	今野八重子君		
〔三陸町地区〕	綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（1 名） 三陸町地区越喜来地域 岡澤 成治推進委員

事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	細谷 真実君
係長	羽根川恵一君		

地方自治法第 条の規定によりここに署名する

大船渡市農業委員会会長

署名委員

署名委員

午後 1 時 58 分開会

○議長（菊地英浩君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 27 回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

それでは開会にあたりまして一言あいさつを申し上げます。師走の押し迫った忙しい時期の中、第 27 回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。

今月 20 日、岩手農林水産躍進大会が盛岡市民文化ホールで行われました。岩手県の農林水産業表彰を鈴木幸雄前農業委員会会長が、また岩手農林水産振興協議会会長表彰で明日を拓く担い手賞の農業部門を細谷知成農業委員が受賞いたしております。おめでとうございます。さて 11 月 7 日、岩手県農業委員大会にて可決されました行政決議を、翌 8 日には岩手県及び県議会議長に高前田農業会議会長と伊藤副会長、松本副会長が要請に行っており、11 月 27 日には県内各市町村の農業委員会会長が衆議院第一議員会館にて岩手県選出国會議員の皆様に要請してまいりました。農業委員大会実行委員会で要請した結果を教えてほしいという意見がありまして、今回、岩手県及び農水省からの回答が来ましたので、皆さんに資料として配っております。

最後に、今年もあと数日となりました。健康に気をつけて新しい年を向かえられるようお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） 本日出席の農業委員は 9 名、推進委員は 9 名であります。欠席の連絡のあった推進委員は三陸町地区越喜来地域岡澤成治推進委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それではお手元の資料によりまして行事等の経過報告と開催予定を申し上げます。初めに先月 11 月 26 日開催の第 26 回総会以降の経過報告でございます。11 月 27 日、28 日の両日、東京で開催されました農業者年金加入推進セミナー、本県選出国會議員政策要請懇談会、全国農業委員会会長代表者集會に会長と私が出席をしております。12 月 13 日開催の第 45 回岩手県農業会議常設審議委員会には、審議委員である菊地会長が出席いたしました。16 日には農業まつり実行委員会が開催されまして、委員として会長が出席をしております。18 日から 19 日まで盛岡市で開催された農業経営者セミナーには、会長と中村委員、事務局から羽根川係長が出席をしております。20 日には盛岡市において令和元年度いわて農林水産躍進大会が開催され、会長と私が出席をしてまいりました。会長の挨拶にもありましたけれども、大会の冒頭で当委員会の鈴木前会長、それから細谷農業委員がそれぞれ表彰をされております。おめでとうございます。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。年明け 1 月 6 日の新年交賀会、12 日の大船渡市成人式には会長が出席する予定です。それから 8 日、9 日の 2 日間、東京で開催される令和 2 年度女性農業委員登用促進研修会に廣澤農業委員が出席する予定となっております。16 日の第 46 回岩手県農業会議常設審議委員会に審議委員である会長が出席すること

としております。なお次回の第 28 回総会は 1 月 27 日に開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。最後に 2 月 6 日に全委員を対象とする会議等が予定されておりますので、あらかじめお知らせしておきたいと思っております。午前中に農地・農政専門委員会を、ここ市役所で。それから午後からは大船渡地方農業振興協議会総合研修会、気仙地方農政連絡会農業委員会研修会が住田町役場で開催される予定となっております。まだ先のことでもありますので、研修内容等の詳細は決まっておきませんので、今後調整して正式にお知らせすることになりますので、よろしくお願したいというふうに思います。なお行事等でご不明な点は事務局までお問い合わせをいただきたいと存じます。私からは以上であります。

○議長（菊地英浩君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めることといたします。

○議長（菊地英浩君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日 1 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の羽根川恵一係長、議事録署名人には 3 番古内嘉博農業委員、4 番中村亨農業委員を指名します。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第 3、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 2 ページをお開きください。報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

届出件数は 2 件です。1 番、登記地目、現況地目ともに畑。2,250 m²。相続による権利の取得。11 月 21 日届出、11 月 21 日受理。次のページをお開きください。2 番、登記地目畑及び田、現況地目雑種地、畑、宅地及び原野。6,926 m²。相続による権利の取得。12 月 5 日届出、12 月 6 日受理。1 筆は現況が宅地であることから、ご本人に指導しております。以上です。

○議長（菊地英浩君） 報告第 1 号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 次に日程第4、議案第1号農地転用事業計画の変更申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 4ページをお開きください。議案第1号農地法転用事業計画の変更申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は1件です。1番、登記地目田、現況地目雑種地、3,677㎡。使用貸借。転用目的・施設等、ブロック製作ヤード、仮置場、仮設倉庫6.5㎡。転用理由、海岸災害復旧23災566号その2工事のブロック製作ヤード、仮置場として。平成29年6月15日付大船渡市農業委員会指令第5-27号による許可、平成30年6月27日付農委第28号による事業計画変更の承認をしております。平成31年12月31日までの一時転用です。この度、追加工事による防潮堤工事が遅れたことにより期間延長をしたいということで、令和2年の1月末までの期間延長を申請しております。これは仮設倉庫等は撤去したものの工事が遅れており、仮置場、製作ヤードの使用をしなければならないということでした。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番（熊谷玲子君） 9番熊谷です。議案第1号農地転用事業計画の変更申請についての報告をいたします。申請地は一部分に土砂が積み上げられていましたが、今日、土砂はすべて取り除かれておりました。20日正午、借受人から電話で聞き取りをいたしました。防潮堤に水門を取り付ける予定でしたが、地元の方々から水門の取り付けの中止の要請があり、そのために追加工事となり期間が延長したそうです。来年の1月半ばに終わることでした。以上、報告を終わります。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第5、議案第2号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 5ページをお開きください。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

申請件数は3件です。1番、登記地目畑、現況地目宅地、13㎡。昭和56年11月、隣地に隣地所有者が自宅を建築した際、擁壁を構築して一体利用してしまったもの。長年宅地

として利用されてきており、登記地目も農地でないと考えていた。始末書が提出されております。2番、登記地目畑、現況地目宅地、8,181㎡。昭和42年10月19日付岩手県指令農開第1352号により工場用地として農地法第5条の許可済。地目変更未手続きだったことが発覚したため、この度証明してもらい変更をかけたい。次のページをお開きください。3番、登記地目畑、現況地目雑種地、415㎡。昭和60年頃、市道の拡幅工事で出た残土を利用し、道路と宅地の段差を埋め、宅地と一体利用して駐車場及び通路に利用してしまった。相続した時は既に利用されており、農地法の手続きが必要とわからなかった。始末書が提出されております。この案件は農地パトロールの指導によるものです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第2号農地法の適用外であることの証明願番号1番について調査の結果をご報告いたします。12月の20日、申請地を確認し、21日、所有者宅を訪問しお話を伺ってまいりました。地図の2ページをご覧くださいと思います。申請地の下に隣人の住宅が建っておりますが、非農地の事由に記載されているように、隣地所有者が家を建てる際、境界線を越え申請者の農地に食い込み宅地造成したものです。面積は130㎡、坪数に換算しますと39.3坪でございます。幅は50m、長さは2～3m、西側の部分は5mぐらいの崖が崩れないように1.5mの高さのブロック塀が構築されております。この度、境界が越えているのではとの指摘があり、測量をしたところ境界を越えており、今回の申請になったものです。隣地の宅地の今の所有者は別の方で、申請者から今の所有者に譲渡する運びとなっているそうです。なお申請者所有の農地、畑は雑木が生茂り藪になっておりまして、今年の農地パトロールで非農地リストの候補地に上げたわけですが、申請者と面談ができず、次年度送りになった場所でございます。以上で報告を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番について本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号2番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。2番について報告

をします。申請地は山の高台にあります。今般の申請にあたり、12月4日に申請者から当委員会事務局に事前の相談があり、12月6日に事務局で現地を確認をすることになりましたので私も同行し、担当者と行政書士立会いの下、事務局員2名とともに現地を確認と聞き取りを行いました。現地の状況ですが、現地には重油タンク1基と防油堤が設置されており、周囲は整備されていましたが、重油タンクから少し離れたところは山林になっていました。次に申請に至った経緯についてですが、昭和42年10月19日の当委員会総会において今回の申請地を含む付近一帯の宅地や農地16筆の5条申請があり、許可することが決議されております。間もなく申請者は当該地を除く14筆については、施設を設置するため登記地目の変更を行いました。当該2筆については次期工事まで間があったため、地目変更を行いませんでした。その後、平成元年に当該地2筆に跨って重油タンクと防油堤が設置されたものの、事務担当者の引継ぎがうまくいかず、地目変更の手続きは行われていませんでした。この度、敷地の精査をしたところ、これまで述べたような経緯があり、当該地が地目変更されず、畑のままになっていることが判明したことから、事務局に事前の相談をしたとのこと。なお事務局から、50年以上経過しているものの、既に農地転用が許可されていることから、登記地目変更の手続きをしてはどうかと助言されましたが、許可後かなり月日が経過していることに加え、申請当時、対象面積に若干の差異があったこともあり、今回農地法指定の許可を得て転用された土地として、改めて適用外の申請を行うことにしたとのこと。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番について本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に議案第2号3番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。番号3の調査についてご報告をいたします。現況は雑種地と言った方がいいかも知れません。車が出入りする関係もありまして、地盤は固くなっております。経過について少し説明をしたいと思います。昭和60年頃に市道の拡幅工事があったんですが、その時に出た残土の置場としてここを提供したそうです。道路と畑の段差を埋めまして、その後はそのまま宅地と一体利用しまして、現在まで駐車場や自宅への通路などに利用してきたようであります。今年のパトロールの時に申請者とお会いしまして、今後も駐車場として利用したいという話を聞きましたので、そうであれ

ば農地法の手続きが必要なことを説明をいたしまして、理解をいただいたことから、12月の初めに申請者の奥さんと私も同行しまして事務局を訪問し、今回の申請になったということでもあります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において願のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番について本委員会において願のとおり決定いたしました。

○議長（菊地英浩君） 次に日程第6、議案第3号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（細谷真実君） 7ページをお開きください。議案第3号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定するものです。

次のページをお開きください。今回の非農地リストです。41筆。57,112.76㎡、繰り上がって57,113㎡にしておりますが、57,112.76㎡を審議していただきます。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に担当地区の農業委員から該当地の現況について説明をお願いします。初めに赤崎町について3番古内嘉博農業委員からお願いします。

○3番（古内嘉博君） 3番古内です。1番と2番については、耕作者が平成8年と震災後に亡くなって作る人がなくなっております。後継者もいなく、今、息子さんのお嫁さんが家を守っております。3番につきましては、耕作者が高齢となり手が回らなくなったということです。後継者がいますが、会社勤めで農作業をする暇がないということで、荒らしてしまったそうです。以上です。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町綾里大久保地域から殿畑地域について5番廣澤恵美農業委員並びに6番細谷知成農業委員からお願いします。

○6番（細谷知成君） 6番細谷です。議案第3号非農地リスト4番から20番について報告いたします。いずれの農地も雑草や雑木が繁茂し、一部は周囲の山林と一体化している状態で、農地への復旧は極めて困難であると判断された土地であります。現状に至った経緯でありますけれども、4番については、耕作者が病気のため30年ぐらい前に耕作をやめたということでございます。5番については、耕作者高齢のため、いつ頃耕作をやめたかわからないぐらい昔から耕作をやめているということでございます。6番については、耕作者高齢のため30年以上前に耕作をやめたということでございます。7番から12番については、耕作者が亡くなったため後継者もおらず、平成元年頃から耕作をやめたというこ

とでございます。13番、14番については、耕作者高齢で後継者もないため、昭和60年頃に耕作をやめたということでございます。15番については、水利が悪いため27年前に耕作をやめたということでございます。16番、17番については、三陸鉄道の敷地の買収によって残った残地で、通り道路もなくなったため、昭和40年頃に耕作をやめたということでございます。18番については、場所が不便で土地もやせ地のため、昭和40年頃に耕作をやめたということでございます。19番については、耕作者高齢のため昭和の後期頃に耕作をやめたということでございます。20番については、耕作者高齢のため平成3年頃に耕作をやめたということでございます。報告については以上で終わります。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町綾里小石浜地域から舘ヶ森地域について7番藤原重信農業委員並びに9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○7番（藤原重信君） 7番藤原でございます。私の方から報告をさせていただきたいと思っております。21番から39番までですが、熊谷玲子委員と私で農地パトロールをしたわけございまして、状況は、耕作しなくなった時期がそれぞれ違いますが、どなたのところも耕作者が亡くなったり高齢になったということで、作業ができなくなったということが一つの理由。そして漁業の仕事の方が忙しく、畑や田んぼに手が回らなくなったと。結果的に原野、山林になってしまったということでございます。今後、農地としての復旧というのは極めて難しいなということで判断をしましてまいりました。以上でございます。

○議長（菊地英浩君） 次に三陸町越喜来地域について4番中村亨農業委員からお願いします。

○4番（中村亨君） 4番中村亨です。今日欠席の岡澤さんから報告の文書をいただいておりますので、読み上げます。

番号40、41番について説明します。平成7年頃から海の養殖作業が忙しくなったことと、自宅から約3km以上も離れている場所のため耕作をやめたそうです。現地は10月2日に事務局の飯田事務局長とともに再調査を行いました。雑木が生茂り荒廃化していることを確認済みです。以上のとおり報告いたします。代読でした。以上です。

○議長（菊地英浩君） それでは議案第3号について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菊地英浩君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号について、本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（菊地英浩君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に日程第7、議案第4号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いするわけですが、農林課の松川係長に出席をいただいておりますので、事務局説明の後に農林課松川係長から今回の農用地利用計画の変更に係る経緯を含めまして説明をお願いします。なお今回の変更は農用地区域からの除外申請のみとなっております。

○局長補佐(細谷真実君) 10ページをお開きください。議案第4号大船渡農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について。農業振興地域整備に関する法律第8条第1項の規定に基づいて定めた大船渡農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を別紙のとおり変更することについて、同法施行規則第3条の2の規定により大船渡市長から意見を求められたので、本委員会の会議に付し意見を決定するものです。朗読、説明は農林課松川係長よりございます。

○農林課農政係長(松川直史君) 農林課の松川です。よろしく申し上げます。議案第4号について説明いたします12ページの一覧表をご覧ください。こちらは11月中に当該の申請の受付を行なった結果出された農用地区域からの除外申請の案件6件になります。当該の申請を受けまして11ページにお戻りください。11ページの資料のとおり、市長から農業委員会に対して意見書の提出を求める文書を提出しております。それぞれの案件について、12ページの資料に基づいて説明してまいります。

それでは12ページをお開きください。1番、面積は5,024㎡のうちの1,690㎡。地目は雑種地。除外理由は太陽光発電のためであります。当該地は市の仮設住宅が建設されていた場所ですが、市がそれを撤去し申請者に返却した際、申請者の意向により砂利敷きのまま返却。現在も砂利敷きのままであり、農地とみなされないような状況であります。そのため始末書を徴しております。2番、面積はそれぞれ726㎡、68㎡、374㎡。地目は3筆ともに田。除外理由は隣接する事業所の事業規模拡大に伴う資材置場拡大のためであります。3番、地目は畑。面積は2,944㎡のうちの821㎡。除外理由はダンス教室新築のためであります。4番、面積はそれぞれ71㎡のうち56㎡、20㎡のうち9.95㎡、地目は2筆ともに雑種地。除外理由は平成29年8月に農地転用した隣接する2筆の大型トラック駐車場へのトラック通路用地として利用するためであります。当該地は既に砂利が敷かれて通路として使用されており、農地としてみなされない状態でありました。そのため始末書を徴しております。5番、面積は776㎡。地目は畑。除外理由は太陽光発電のためであります。6番、面積は305㎡。地目は畑。除外理由は自宅の老朽化に伴う自宅新築のためであります。以上6案件については県と事前協議を進めているところであります。以上、説明を終わります。

○議長(菊地英浩君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第4号番号1番について9番熊谷玲子農業委員からお願いします。

○9番(熊谷玲子君) 第4号1番についての報告をいたします。20日午後1時前に申請者

宅を訪問し本人から聞き取りをいたしました。この場所は東日本大震災の仮設住宅があった場所で、約2年前に撤去されてから、そのままの状態です。草刈りをしていないと言っていました。確かに雑草が繁茂してありました。撤去後、耕作する意思はなく、市役所の畑の復元も断り、現在に至っているとのこと。友人に太陽光発電をしている人がいて、その友人に土地を貸したそうです。個人でやるにはパネルの枚数が決められているようで、全部の土地を使ってほしかったらしいですが、全体の3分の1しかできなかったそうです。隣接する耕作者には了解を取ってあるそうです。以上、報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号1番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。7番藤原委員。

○7番(藤原重信君) 7番藤原でございます。これから説明があらうと思う5番も同じことだと思っておりますが、1番のこの太陽光発電というのは事業として販売するのか。たぶん貸すんだから販売だと思っておりますが、それから例えば蓄電池を置いて自家消費をするためにやるのか、その辺はどうなんですかね。

○農林課係長(松川直史君) 聞き取りによりますと、この今回1番と5番の案件につきましては、売電を目的としているそうです。1番については先ほどのお話しにもありましたけれども、土地を貸して別な事業者の方がパネルを設置するということになるそうです。

○7番(藤原重信君) 私があえてこういう発言をするというのは、これから農地がそういうふうに使われることが、農業委員会に出てくるが多くなるのではないかなということがあるし、このことについてはお互いにもう少し、我々は勉強しておく必要があるなと思うから発言をするんですけれども、実は近くでは市も関係する太陽光発電についても、いろいろ議論がされたようです。私も自宅で太陽光発電をやっているんです、10年前に。要するに自然の活用をしてエネルギーを生み出すというのは、非常にいいことだと思うんですよ。問題は、そのやり方だと思うんですね。私もそういう意味でいいことだと思ってスタートしたんです。いろんな経過をみますとですね、皆さんもご自宅の電気の使用料のお知らせというのが電力会社からくるんです。その中に再エネ発電賦課金というのがあって皆さん、お互いに請求されて納めていると思うんです。これはどういうことかということ、電力会社が電気を太陽光発電で買って買うためにかかる費用を、太陽光発電をやっていない方々も含めて負担をしているんですね、日本中で。その負担の金額が平成30年で2兆4,000億円だそうです。そして29年は2兆3,000億円だそうです。おそらく今年はもっと増えるんだろうと思います。そして事業としてやる方々は利益を出しているんです。その利益を出しているのを、全くの無関係のない方々が負担しているというのが、この太陽光発電の今の事業の仕組みなんですね。これは国の政策として、うまくないことだと思うんです。私はこの12月に蓄電池を入れて、蓄電池で太陽光で発電したものを貯めて自分の家に使うようにしました。そして深夜電力を、足りない分は蓄電をして、安い電気を電力会社から買うようにしました。というのは、自分のところで電気をできるだけ賄えるように

すると。それが私はこれからの方法ではないかなと思うからやったんですね。そしてこの10月の28日の岩手日報の記事に、経済産業省が事業として太陽光発電事業をやるところには、今のように蓄電をして自分の方で使う分を事業として考えてくださいという条件付が出てきたはずなんですよ。今、この発電事業をやろうとしているのは、以前に申請をして以前の条件でやる方々がこれを行っているんですよ。それでそういうふうにして私は悪いということと言わないんですけれども、太陽光の活用の仕方として、これからは自宅で自分の家の電気を賄って、足りない分を電力会社から買うという仕組みに変わっていくべきだと思うんですね。そういう意味で土地を使うのであれば私はいいと思うんですよ。これがこれから増えてくる可能性があります。国の政策も変わっていくと思うんです。それでそこを我々農業委員も農地だけではなくて、その今後の活用の仕方についても認識を、やっぱり考え直さなければならぬのではないかなと。そういう意味からすれば土地を貸して事業としてやることは、それぞれの事情であるんだから、どうしようもないことですが、条件付きや何かというのが農業委員会としても検討していく必要があるのではないかなと、そう感じているから発言させてもらいました。

○局長補佐(細谷真実君) 申請を受け付ける段階で、経産省とか東北電力とか、そういう認可をきっちり取った上でやることは今までもやっておりますので、そこを通ったところしかここに出てこないということですね。転用に関しては。そこを通ったものしか、例えば農振除外通っても、そこを通ったものしか転用に関しては私たちは、私の方では受け付けておりませんので、もう経産省、国の条件付きを通ったものしか受け付けておらないということですよ。認可が。

○7番(藤原重信君) 条件付きですね、条件付きで。

○局長補佐(細谷真実君) それに番号が出ますので、それを私の方では確認をして。

○7番(藤原重信君) ただ上がってきたものは、すぐこれを許可するというのではなくて、我々もそういうふうな認識をもっていく必要があるということは、私はそう思っています。

○議長(菊地英浩君) 今の藤原委員さんの発言は意見として受けてよろしいでしょうか。

○7番(藤原重信君) まあ意見としてということになるんだろうと思うんですけれども、私は本来、これからはこういうものは許可に値しないものではないかなと思う。する必要はないのではないかなという認識はあります。この前も太陽光発電の申請が1箇所出てきた時は、そうは思ったけれども、その時は発言はしなかったんです、賛成はしましたけれども。これが私は余りいいことだとは思っていないんです。ただ、今ね、政府として国の政策として、制度としてあるものですから、これから経済産業省なり電力会社が認可しないというのはおかしいと思うので、やってくると思いますよ。しかし、それに対して異論を述べていく必要はあると思います。これ、拡大解釈と言うか、拡大でものを言うと、例えば千葉のね、災害で停電しましたよね。あれは電力会社からの送電というか、電気の供給ができなくなったから不便だったんですよ。だから国の政策も含めて、これからは変わ

っていかなければならないと思うんですよ。同じ太陽光の発電をやるにしても、今後は蓄電池を入れて、そして家庭がその電気を利用し、足りない部分を電力会社から買うという仕組みに変わっていくべきだと思うし、政策が当然変わっていかなければならないなという私は考えを持っているんです。今までのやっていることがいいと思ってやったんだろうと思うけれども、変えなければならぬ時代に入っているということをわかりながら、我々は農業委員会に出てきたものを審議する必要があると思います、私は。だからこれは私の考えとしては許可したくないと。今のような意見を述べて、この方の申請した方なりに、今の発言があったことを付け加えて、そして許可するならしていただきたいと、こういうことがあったと。

○議長(菊地英浩君) 今の案件に関して他の方々の意見はありませんでしょうか。浅野幸喜推進委員。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野ですけども、藤原農業委員さんに同感でございます。私もちょっと電気屋をやっていたものですから、この辺の中身は少しは知っておるつもりではおりますけれども、事業をしたい方は先ほどお話しのように、もう商売ですから儲かるんですね。その負担をその事業には全然関わらない国民の人たちが、さっきお話しのように支払っていることに対して、この許可は慎重であるべきだというお話しですよ。

○7番(藤原重信君) はい、そのとおりです。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) ですから私もその意見には賛成です。

○議長(菊地英浩君) 他の方は何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) ないようですので、以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第4号番号1番について、本委員会において慎重に十分精査して許可することに意見を述べることでよろしいでしょうか。それでよろしいでしょうか。今のことで賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手多数であります。

よって、本件は可決されました。ただし議案第4号番号1番については本委員会の条件を付するという事に決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号番号2番について2番鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○2番(鈴木力男君) 2番の鈴木です。農用地利用計画の変更申請について、申請人より聞き取りと現地確認した結果を報告いたします。12月23日に申請人より聞き取り調査をし、その後現地確認をしました。申請地は今年まで作付けをしておりました。隣接する事業所より業務拡張のため譲ってほしいと相談され、家族との話し合いの結果、譲ることを決め

農振除外申請を提出したとのことでした。農振除外決定後の活用は、隣接する事業所さんが業務拡張のための資材置場として整備するようでございます。隣接する農地に対する影響については、資材置場ということで建物を建てるわけでもなく、空間があり、日陰になるなどの影響はないと思います。よろしく願いいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号番号2番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。6番細谷知成委員。

○6番(細谷知成君) 6番細谷です。この一帯は農地の基盤整備事業が入っていると思うんですけども、その3筆については、その基盤整備の受益対象農地には該当していないのでしょうか。

○農林課係長(松川直史君) 基盤整備、その話ちょっと勉強不足なんですけれども、私の知っている限りお話ししますと、農振除外8年以上の、基盤整備から8年以上経過していれば問題ないということになっていますので、それは大丈夫だと、そういうことで判断しております。そういう期間が経過しております。

○議長(菊地英浩君) その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第4号番号2番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号番号2番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号番号3番について7番藤原重信農業委員から説明をお願いします。

○7番(藤原重信君) 7番藤原でございます。3番についてのご報告をしたいと思います。21日の午後、現地の確認と申請人宅を訪問し、申請人と娘さんを含めてお話を聞きました。場所は申請人のご自宅の北側になります。現況は細長く、少しきつい傾斜地になっておりまして、果たしてそういうところが宅地になるのかなと思いながら確認をしたところでございます。地目は畑ということですが、今は耕作されていなくて、きれいに草刈りをされて管理されているところでございます。申請人と言うか、所有者の娘さんは踊りのバレエ教室をやっています、震災前は保育園、小学校、中学校の子供たちにバレエを教えてきたところでございます。震災で場所を失ってからは自宅近くの公民館を借り教室を続けてきました。そしてずっと毎年、発表会も開催してきているようでございます。この度、父親の所有地に自身の教室を新築して、引き続きバレエ教室を続けていきたいということからの申請のようでございます。両親も健在ですし、私も応援したいなと思いながら

お話しを聞いてまいりました。決まった後の用地の整備等について事前に建設会社に相談をして、地形等のことから、いろんなことを話し合っているようでございます。以上で報告を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号番号3番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第4号番号3番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号番号3番について本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号番号4番について大船渡地区日頃市地域木村マリ子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(木村マリ子君) 推進委員の木村です。議案番号4の4番について調査報告をします。調査日は12月19日午後4時頃、現地の確認と所有者から聞き取りをしました。道路に鶏舎用の大型トラックを止めていて、警察に通行の妨げになると注意をされて、農業委員の指導もあり、平成29年8月に農振除外と転用の手続きをしたのですが、今回、申請地周辺の土地の境界がはっきりしておらず、この時はこの土地は申請をしないでしまいました。令和元年5月に境界がはっきりしたので、農振除外の申請をしたとのことです。私が現地調査をしたところ、既に土地の一部に砂利が敷かかっておりました。これについては境界がはっきりしないまま使用してしまい、一部使用した形になってしまったとのことです。以上です。よろしくお願いします。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号番号4番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第4号番号4番について本委員会の意見を異議なしと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号番号4番については本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号番号5番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進

委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(畑中圭吾君) 推進委員の畑中です。農用地区域からの除外申請番号5番についての調査報告をいたします。現況は休耕畑であります。周辺の状況としては地図でご覧のとおり、三方向を住宅に囲まれており、また河川及び道路を挟んで南側に耕作地があります。しかしながら、利用目的から見ましても日照など、特に影響はないものと見てまいりました。以上、報告を終わります。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号番号5番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。7番藤原重信委員。

○7番(藤原重信君) こちらのほうはあれですか、やはり売電が目的ですか。

○農林課係長(松川直史君) 基本的には売電が目的ですが、この地域は震災で停電が長かったエリアだそうで、その停電の際に地域に供給できるような意味合いでも自分は建てたいんだということで、今回、売電と非常時の対応ということで建てるということでお話しを聞いております。

○7番(藤原重信君) 非常時の対応というのはどういうふうな対応をするんですか。蓄電池を入れるんですか。

○農林課係長(松川直史君) もしかすると今後は蓄電池を入れることになるかも知れませんが、今のところは太陽光のパネルと、あと送電の装置のみということであります。

○7番(藤原重信君) 非常時に地域に供給をするためには、蓄電池か何か入れないと供給できないんですね。メガソーラーの事業もあるんですけども、あの時、やっぱり地域に来て説明をしたんですが、聞きました。ちょうど私その時、地区公民館長をしておりました。その時、大船渡市の見解は、市内の5,000世帯分の電気を賄うことができると言ったんですね。ああ、すばらしいことだなと、その時思いました。しかしね、電気会社に売電した後は賄うことはできないんです、売ってしまえば。だから蓄電池があれば、そういう設備をやるのであれば、それは地域に供給できるけれども、売電が目的であれば、そういう設備がないと思います。そういうことであれば私としては先ほどと同じ意見なので、許可するにはやっぱり条件を付けるか、そういうふうな設備をなさいということをつけ加えてほしいなと、そう思います。以上です。

○議長(菊地英浩君) その他ございませんか。はい。浅野幸喜推進委員。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。同じ意見ですが、実は私も太陽光が出た時の市長が説明された時の説明を聞いています。その時に市長がおっしゃったのは、今お話しのように、大船渡地域で停電があった場合には、あそこの太陽光発電を優先的に大船渡市内に供給できる設備だと、こういうふうな説明だったように思います。今、藤原農業委員さんからもお話しがあったように、一旦、東北電力に電気を送ったものが大船渡優先だ、地域優先だというふうにはなりません。全部変電所の方について、変電所の方から電気を供給しているものですから。ですから市長の方にレクチャーする場

合でも、正しいことをレクチャーしていただかないと、その聞いている方々は、ああ、そうなんだと、間違っているとしてもそれを間に受けてしまうということもありますので、私の記憶が正しければ、たぶん市長がそのようにお話ししたように聞いておりますので、その辺もお願いしたいと思うし、今お話ししたように、業者さんの方ではその地区を優先的に非常時に電気を送るというふうなことを言うことは、そこはちょっと違うんじゃないかなというふうに私も思います。藤原さんと同意見です。

○7番(藤原重信君) 松川さん、それはね、設備をやるということの前提で話をしないといけないんですよ。そういうことが今後あり得るということでは駄目なんですよ。いいね。

○農林課係長(松川直史君) 私たちの方では農振の整備に係る法律ということで、それに基づいて審査はしているんですけども、それについて発電をする際に送電だけでは駄目とか、充電用の蓄電池がなければ駄目だということは一切書いていないもので、私の方でそれはいい、それは駄目だというのは判断が難しいと。

○7番(藤原重信君) だからそれを判断を確認しなさいということを行っているわけではないの。あなたの発言はそういうこともあるというふうなことを言ったことは、これは違うんですよ。売電なんですよ。現状は売電なんですよ。それだけ言えば良いんです。私は何もそれを確認できないということを聞いているわけじゃないんです。売電をするんだということで話しすれば良いんです。あえて私はそのことについて何だかんだ揉め事を出すために聞いているんじゃないんです。これからの政策は、各家庭に蓄電池を入れて自家発電をして、足りない電気を電力会社から買う時代に入っているということなんです。それを今までのように売電目的でやる事業を認めるということは、やっぱりここで変えなければ駄目だということなんです。それは今後、我々がそういう問題が起きた時に、やはりそのことを認識しなければならないということを皆わかっているべきだと思うんです。そういうことを許可するんであれば、こういう点もあったということを付け加えて許可してほしいということですよ。

○議長(菊地英浩君) 4番中村委員。

○4番(中村亨君) 4番中村です。今、意見を聞いている分には話の内容はわかります。わかりますけれども、話のもっていく行き先が違うんでないかなと。ここに出てきているのは農地、自分の土地、自分の農地をどう利用するかということを一生涯考えた時に、こういうふうに出てきていると思うので、法律に則って出てきているのであれば、そういうふうな考え方をすべきではないかなというふうに思います。電気のどうのこうのというのは国の法律か電力会社かに向けて発信すべきではないかなと思うんです。以上です。

○議長(菊地英浩君) その他意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第4号番号5番について本委員会の意見は十分に慎重に蓄電を検討するなど精査して許

可する意見を付することとし決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号番号5番については可決されました。ただし、今後十分慎重に蓄電を検討するなど聴取して受付する意見を付することとすることを決定いたしました。

○議長(菊地英浩君) 次に議案第4号番号6番について4番中村亨農業委員から説明をお願いします。

○4番(中村亨君) 4番中村亨です。6番について報告いたします。20日に現地確認してお話を聞いてまいりました。現地はやや斜めの草地という状態です。周辺に何の悪影響も及ぼさないという印象でした。以上です。

○議長(菊地英浩君) それでは議案第4号番号6番について質疑やこの案件に係る発言を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菊地英浩君) 以上で質疑やこの案件に係る発言を終わり直ちに採決いたします。議案第4号番号6番について本委員会の意見を許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(菊地英浩君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号番号6番は本委員会の意見を異議なしとすることに決定いたしました。

ここで農林課の松川係長は退席いたします。

○議長(菊地英浩君) 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第27回総会を閉会いたします。なお、この後、農地利用最適化推進委員検討会を開催しますが、準備が整うまで暫時休憩いたします。

午後3時13分閉会